明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務六九）　一

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第二千六百五十三号（ハイチに関連する制裁措置の決定等を内容とする決議）に関する件（外務四〇三）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産一九二六～一九三一）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九三二～一九三四）　六
○航空法施行規則第二百三十六条の四十九第二項の国土交通大臣が告示で定める基準（国土交通一二四七）　六
○指定試験機関の指定についての告示（同一二四八）　七
○道路に関する件（中部地方整備局一〇五）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一五四）　七
○道路に関する件（四国地方整備局一一二）　七

〔国会事項〕
内閣　八
財務省　八

〔人事異動〕
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八

〔叙位・叙勲〕
国家試験　八

〔褒　賞〕
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録の取消しに関する聴聞、建設業の許可の取消処分関係　九

〔皇室事項〕
諸事項　九

〔官庁報告〕
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

〔公　告〕
企業年金基金変更関係　一〇

官庁　一〇
裁判所　三〇
特殊法人等　三〇
会社その他　三三

省　令

○総務省令第六十九号

航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、第三及び第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月五日　総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～178　略］	［2～178　同上］
179　法別表第一の百十八の二の項の総務省令で定める事務は、航空法第百三十二条の四十七第一項（同法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の技能証明の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。	［新設］
［180～184　略］	［179～183　同上］
（法別表第三の総務省令で定める事務）	（法別表第三の総務省令で定める事務）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
［2～22　略］	［2～22　同上］
23　法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	23　［同上］
［一～十四　略］	［一～十四　同上］
十五　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	［新設］
十六　［略］	十五　［同上］
［24～69　略］	［24～69　同上］